

鳥取県若桜町の事例紹介

若桜町役場農山村整備課
課長補佐 大石幸司

若桜町の紹介

人口 2,941人
世帯数 1,292世帯
(令和4年1月1日現在)



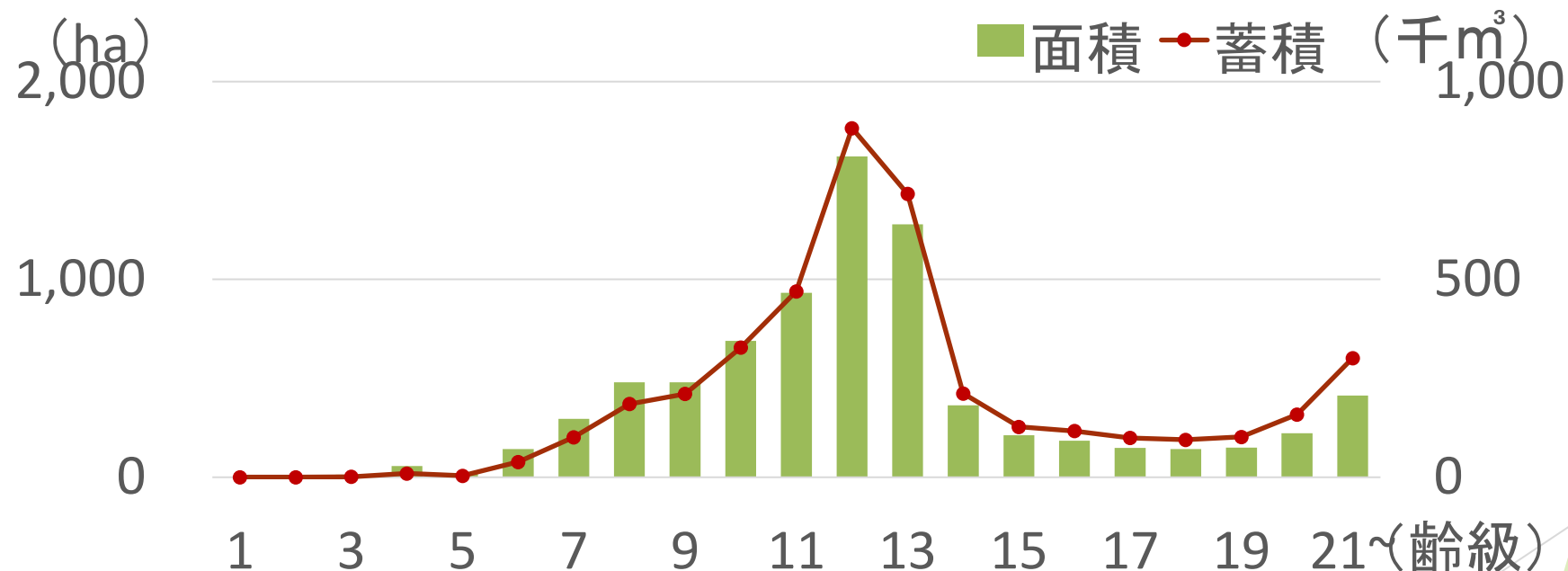
若桜町の森林資源

面積：19,918ha

林野面積18,873ha (95%)

民有林13,798ha (69%)

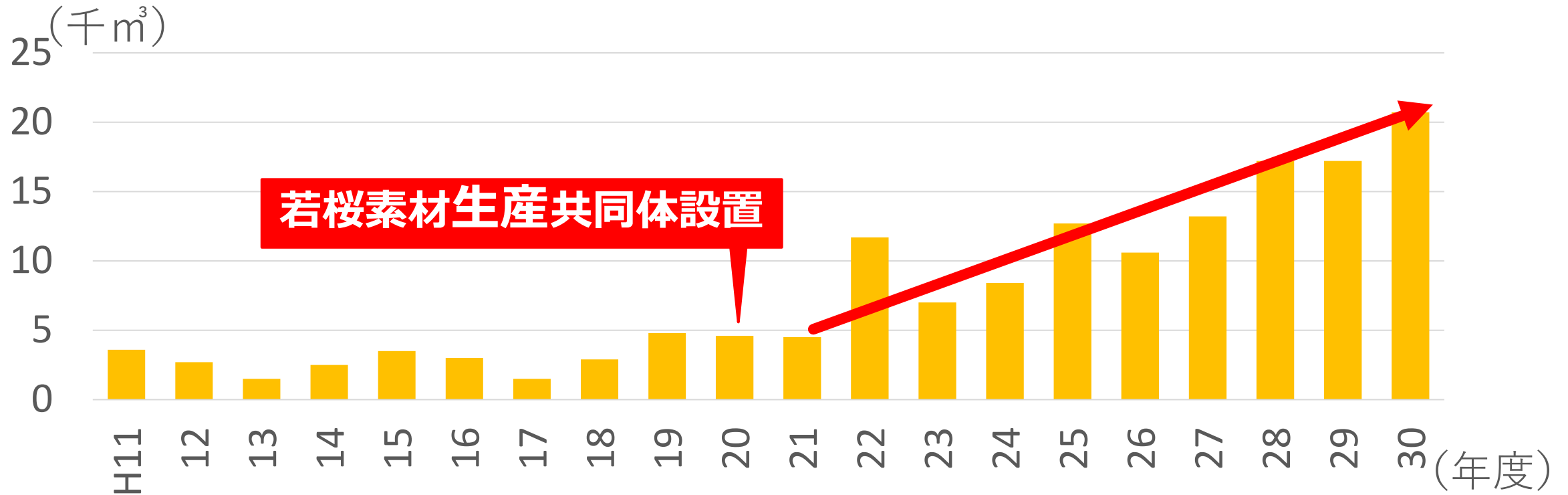
人工林7,939ha (40%)



本町の森林（人工林）の年齢別面積と蓄積量（2019年度）

蓄積は人工林約400万m³。成長量は約5万m³／年

若桜町の素材生産量



素材生産量の推移

項目	目標 (R10)	現状 (R1)
木材生産量	3万m ³	2.0万m ³ /年 (成長量の42%)

本町の木材流通体制

森林組合



(A・B・C材)

町内林業事業体



(A・B・C材)

町内建設業者 (林業参入)

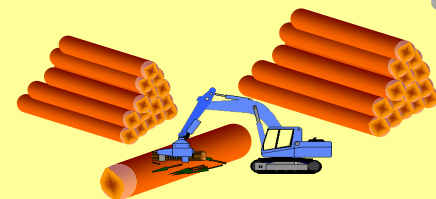


(A・B・C材)

若桜素材生産共同体

【町内製材所(チップ工場含む。)】

<仕分け作業>



製材ライン (A材)

チップライン (C材)

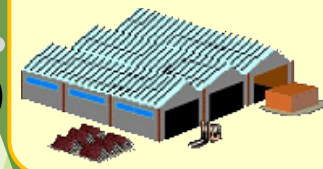
合板工場(B材)



(原木)



町外需要者



(製材)

町内工務店



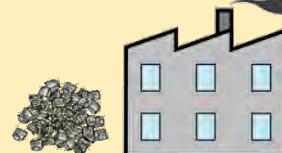
(製材)

町外発電所



(チップ°)

町内宿泊施設



(チップ°)

若桜町の林務実施体制

年度	課名	内容（所掌業務、林務担当人員）
令和元年度	農林建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産 ・再生可能エネルギー ・土木・上下水道 ・住宅・地籍 16名 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <林業振興室> 林務職員：2名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div>
令和2年度	〃	〃 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <林業振興室> 林務職員：3名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div> 16名
令和3年度	農山村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産 ・再生可能エネルギー 6名 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 林務職員：2名 林業、森林土木、有害鳥獣 ジビ工、再エネ </div>

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

1 公道沿いの森林整備

施策の位置付け

○若桜町森林（もり）づくり条例（平成31年4月）



○わかさ森林づくりビジョン（令和3年3月）

基本
方針

②

経済利用と環境保全を両立した持続的な
森林経営管理の実現を目指します。



基本施策・主な取組

林業経営適地での徹底した木材生産の推進

- ・ 素材生産を目的とした森林整備の推進
- ・ 幹線となる路網整備の推進
- ・ 集落の協働を促した集約化の推進

みんなで取り組む環境保全モデル林等の整備推進

- ・ 公道沿いの森林整備の推進
- ・ 町民参画による針葉樹林の針広混交林や広葉樹林化の推進

新規施策
(R2～)

1 公道沿いの森林整備

森林環境譲与税の令和3年度使途計画

R3年度交付額（予定） 22,900千円

区分	予算（千円）
担い手対策	270
新たな森林管理システム（公道沿いの森林整備含む。）	4,600
林道	4,620
森林作業路網	5,000
基金積立（木造公共）	5,000
その他	3,410

道路管理行為との棲み分け

森林の多面的機能を増進することで、森林に起因する災害を未然に防止。

項目	緊急伐採型	森林機能増進型
伐採の緊急性	有り	無し
整備内容	単木または複数本の伐採	一定の面積での森林整備 (間伐、主伐)
実施者 (発注者)	道路管理者等	若桜町 (林務担当)
事業スキーム	道路法第44条又は第68条 に基づく措置等	町管理事業 (森林環境譲与税充当)

道路管理者等が対応

林務施策として実施

公道沿いでの災害事例



令和2年12月17日 若桜町諸鹿

重たい雪質の降雪が継続したことによって倒木が発生。

倒木が原因で電柱が折損し、県道が封鎖。

以奥の集落が停電、孤立した。

【鳥取県東部】

○倒木が原因の長時間停電

→ 33件

○送配電設備への倒木箇所

→ 300箇所

事業スキーム

迅速に対応するため、2通りのパターンで事業を展開

事業種別	実施主体	町の役割
町管理事業 (町営事業)	若桜町	<ul style="list-style-type: none">・ 森林所有者との交渉・ 関係機関との調整・ 事業の発注、執行管理
森林整備事業 (補助事業)	林業事業者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>実施希望箇所の林業事業者への情報提供</u>・ <u>森林所有者への協力依頼</u>・ 補助金（補助率95%※）による林業事業者の支援 <p>※国・県の補助金を町が独自嵩上げ。</p>

1 公道沿いの森林整備

R3年度実施予定箇所

② 来見野地区（森林整備事業）【県道沿い】

④ 三倉地区（森林整備事業）【林道沿い】

① 岩屋堂地区（町営事業）【国道沿い】

③ 加地地区（森林整備事業）【町道沿い】

凡 例

赤字

町管理事業

青字

森林整備事業

1 公道沿いの森林整備 現地写真

①岩屋堂地区【国道沿い】



②来見野地区【県道沿い】



③加地地区【町道沿い】



④三倉地区【林道沿い】



1 公道沿いの森林整備

整備前後の対比写真

(若桜町岩屋堂地区)



整備前



整備後

本日説明する内容

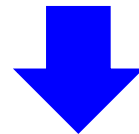
- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 感想、課題

<方針>

- 経済林・・・生産活動としての森林施業は、民間で活発な動き
⇒森林経営計画を主軸とした林業経営を支援
- 環境林・・・町民の安全・安心な暮らしに寄与する森林管理を強化
⇒民間での実施が困難な森林について制度の活用を検討

スタートアップとして、

- 役場でのノウハウの蓄積及び町民への周知・理解増進を兼ね、
他の林務施策と連携したモデル事業として制度を試行する。



『公道沿いの森林整備』

×

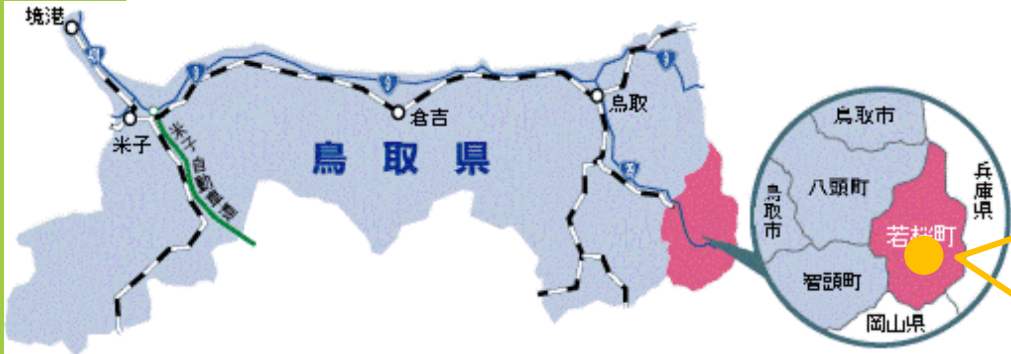
『森林経営管理制度』

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 **森林経営管理法を活用した取組事例**
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容**
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 制度に対する感想等

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

岩屋堂地区（国道29号線沿い）の概要

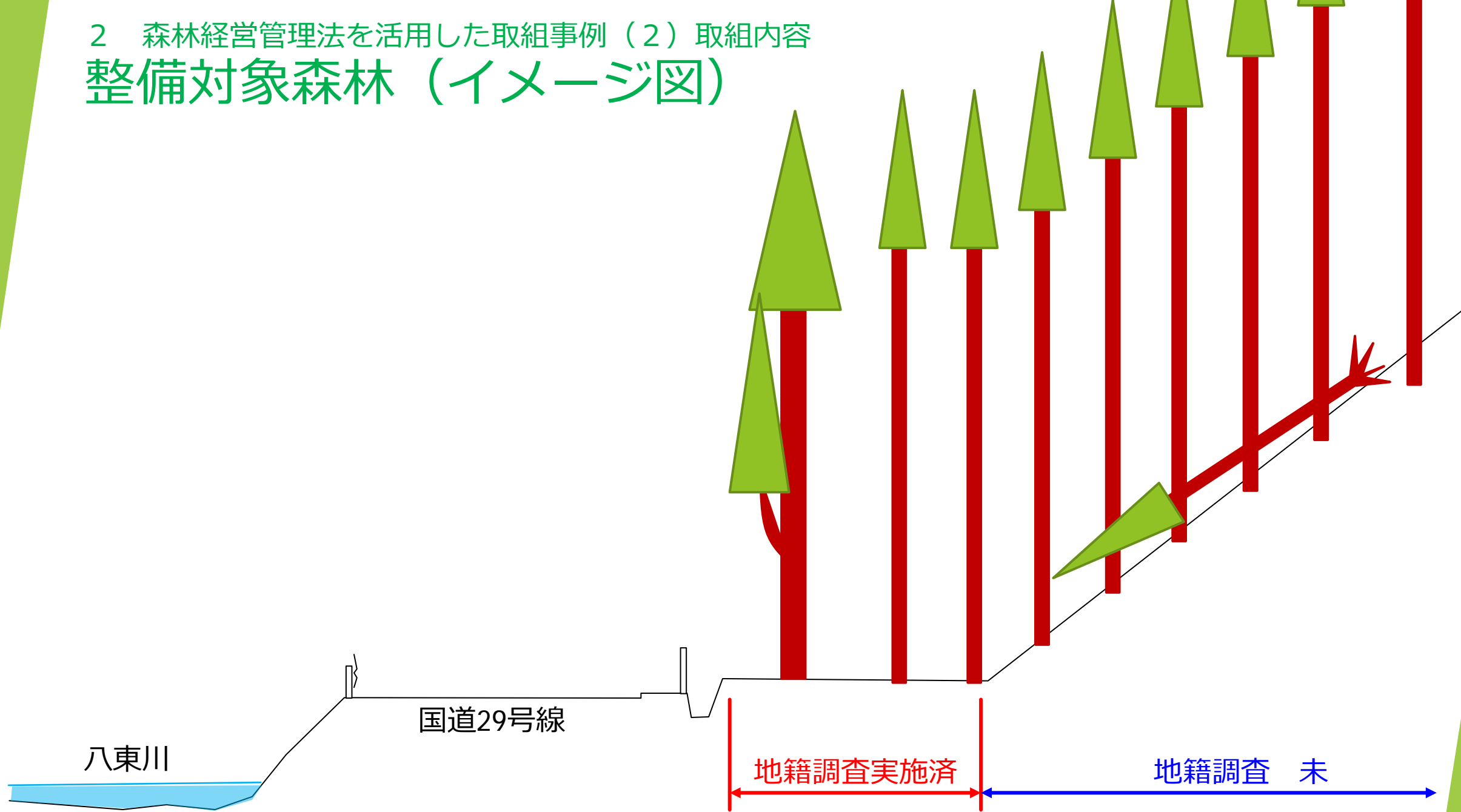


道路沿いの林内では倒木もみられる。



町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 整備対象森林（イメージ図）



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

岩屋堂地区

集積計画による
町管理事業を予定

地域森林計画外の森林
☞R2年度に伐採済み



整備前



整備後

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容

集積計画の内容

事項	平坦地の森林	斜面の森林
存続期間	15年間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐等を 2回以上 、年2回の巡視 ※ 弱度間伐2回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする	間伐等を 1回以上 、年2回の巡視 ※ 強度間伐1回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする
費用負担	市町村が全額負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、還元はしない	収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 進め方

一部の森林で特例措置を活用

事前準備

- ・ 岩屋堂地区で検討していた公道沿いの森林整備に着目
 - ・ 森林経営管理制度のモデル事業としての連携を検討
- ⇒ 施業履歴、森林経営計画の樹立予定もなく、双方の事業の親和性が高いと判断し、森林経営管理制度のモデル事業として決定。

意向調査の説明会

意向調査

- 公道沿いの森林を含む同じ大字の森林を対象に実施。
※森林経営計画樹立済みの林班は除く。
※とりまとめは、受託者（森林組合）が実施。

【公道沿いの森林】
集積計画を検討

【公道沿いの森林以外】
事業優先度から保留

相続人調査

現地調査（立木調査・境界明確化）※委託

相続人調査の結果を踏まえ、集積計画の策定範囲を確定し実施。

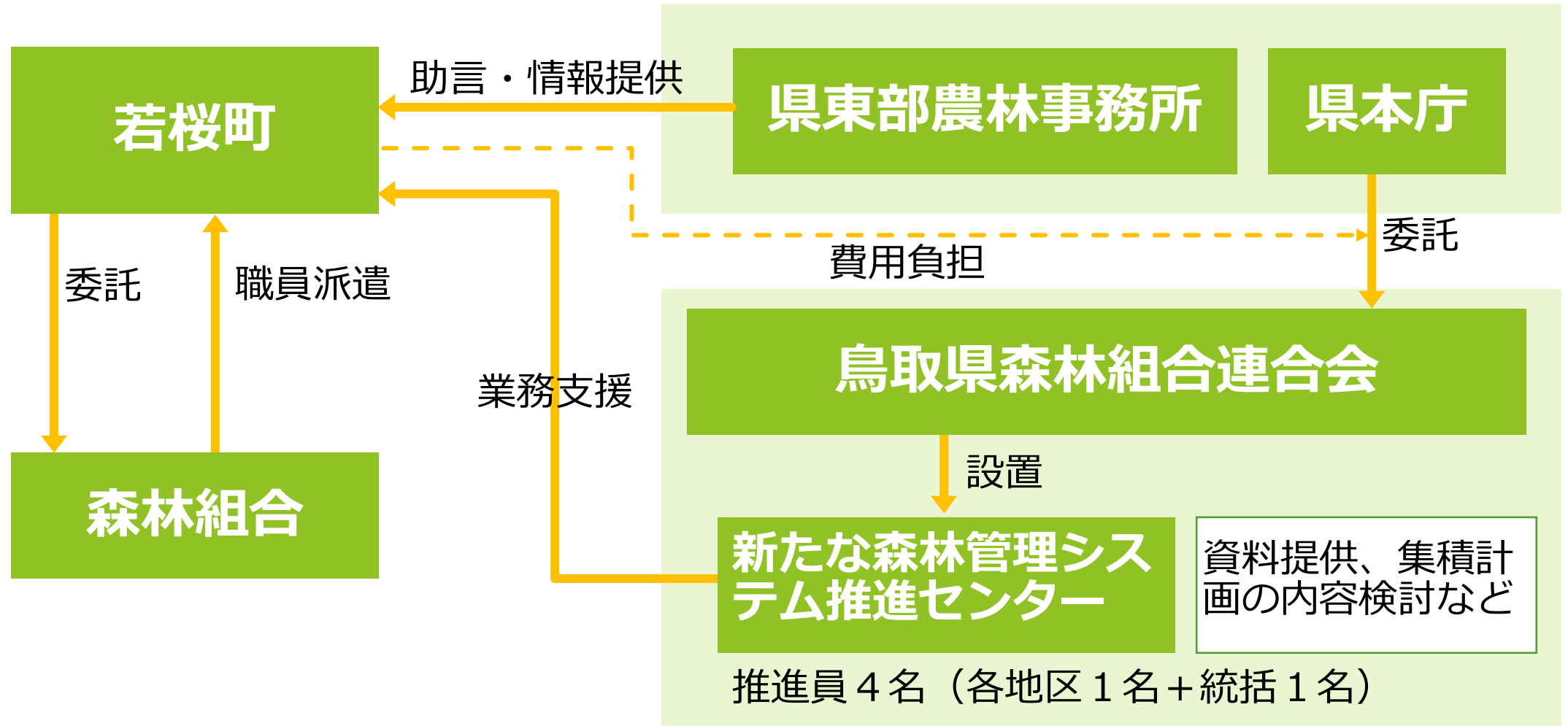
集積計画案の作成 ※委託

集積計画の素案を推進員が作成。
同意取得は町と受託者（森林組合）で分担し対応。

集積計画の公告

市町村森林経営管理事業

実施体制



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 各機関の支援内容

鳥取県東部農林事務所八頭事務所普及員

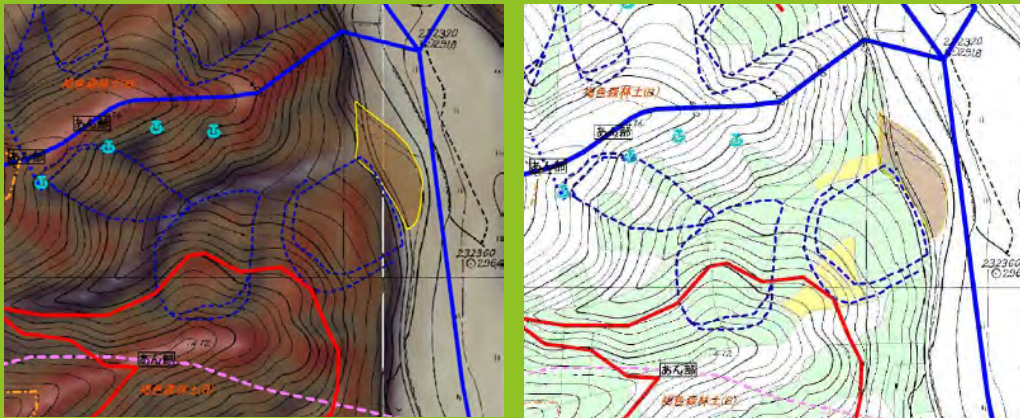
■ 森林経営管理制度出前説明会（R1.9.29）



- ・ 新たな森林経営管理制度の説明

＜対象＞
要望のあった4地区

■ 山地災害リスクの地形分析



- ・ CS立体図等による地形分析の情報提供

鳥取県林業試験場

■ 「山地災害リスクを考慮した森林整備」 研修会（R3.9.27）

- ・ 山地災害リスクに配慮した森林整備のあり方を説明

根系を考慮した災害に強い森林施業の考え方

保育(適地適育)

- ◆ 崩壊リスクが高い場所(移動体、押し出し部中央、若しくは全体)に、健全な木が育つように施業する。
- ◆ 特に押し出し部中央には必ず木を残し、要木として育成する。

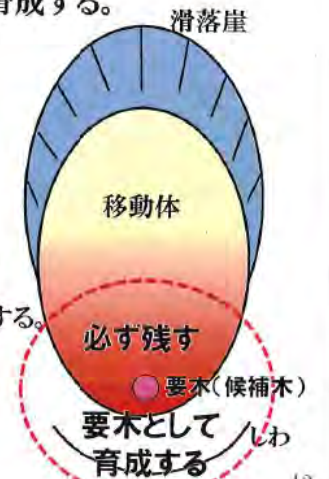
例えば…

除伐: 移動体の圧縮域に生育する木(要木候補木)は伐採しない
高木性の樹種は積極的に残す

間伐: 移動体の圧縮域中央の要木は伐採せず、大きく育てる。
移動体下部中央の要木は大きくても、曲がっていても残す。



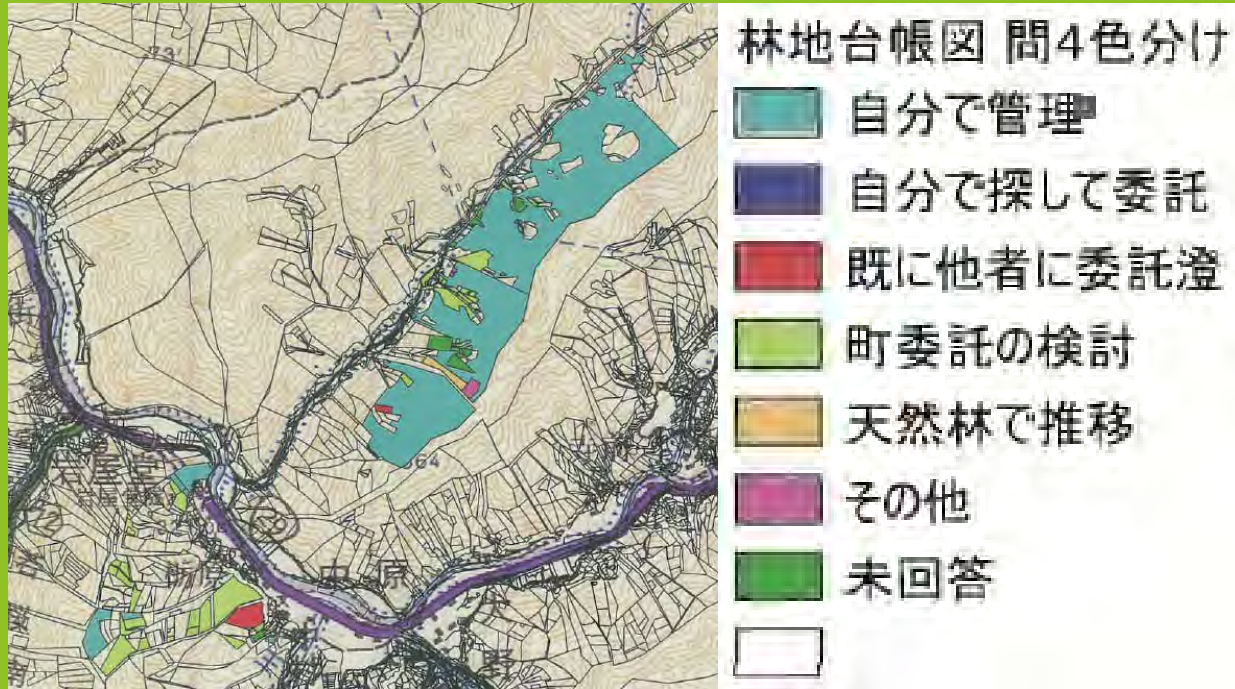
「木がでないか?」との視点をもって選木する。
残れば要木を育成(植栽)する。



2 森林経営管理法を活用した取組事例（2）取組内容 各機関の主な支援内容

新たな森林管理システム推進センター

・意向調査結果の可視化作業（GISによる地図化）



- ・現地検討、境界明確化への参画
- ・集積計画案の作成支援

森林組合

- ・『地域林政支援活動業務』に基づく職員派遣
→意向調査の実施支援
 - ・意向調査地元説明会の参画
 - ・意向調査結果のとりまとめ
 - ・境界明確化の実施



未来の森林づくりアドバイザー

※鳥取県が設置した市町村要請に基づく専門家（法律、経営、林業など）派遣制度

- ・法定相続人の整理に係る業務支援（司法書士の派遣）

地域林政支援活動業務（受託者 森林組合）

<契約書抜粋>

（業務内容）

第2条 本契約における地域林政支援活動とは、次の各号に示すものとする。

- （1）新たな森林管理システムの実施支援
（意向調査の実施、集積計画の作成等）
- （2）路網業務の実施支援（小規模災害の測量設計等）
- （3）境界明確化の実施支援（境界測量、電子データの作成等）
- （4）その他甲乙協議のうえ決定したもの

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例**
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置**
- 3 制度に対する感想等

共有者不明森林

共有者（登記名義人）は6名。
うち5名は明治期に登記が行われたままの状態。
→相続人の探索を開始。



2 森林経営管理法を活用した取組事例（4）共有者不明森林の特例措置 特例措置の概要

所有者不明森林の特例



相続人の探索

○地籍調査で整理された所有者情報を活用
→新規の戸籍等の取得件数は13件
(町内8件、町外5件)



○町で整理した所有者情報をもとに、司法書士
(アドバイザー)と法定相続人を診断。



○登記名義人6名のうち5名については、
町内在住の相続人(全部または一部)を確知。

森林所有者の整理

★：未確知の所有者あり

登記名義人	第1次の相続	第2次の相続
A	家督相続により子aに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
B	家督相続により子bに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
C	配偶者と子9人に相続と推定 (ただし、全員死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
D	配偶者に遺産相続と推定 (ただし、死亡)	甥に相続と推定 →甥の相続人が不明
E	家督相続により子eに相続 (存命) →同意取得済	—
F	配偶者に相続 (存命) →同意取得済	—

A・B・Cの同意者 ⇒自らの同意をもって権利設定して構わないとの意向。

特例措置の経過

日付	内容
令和3年3月17日	法第11条の共有者不明森林の特例を公告
令和3年10月7日	経営管理集積計画を公告
令和3年11月29日	公道沿いの森林整備に係る伐採業務を契約 (工期：令和4年2月28日まで)

本日説明する内容

- 1 公道沿いの森林整備
- 2 森林経営管理法を活用した取組事例
 - (1) 制度の活用方針
 - (2) 取組内容
 - (3) 共有者不明森林の特例措置
- 3 **制度に対する感想等**

3 制度に対する感想等

- 取組を実現するための1つのツールとして有効。
- 特例措置（みなし同意）の利用可能性は大。
- 意向調査は有意義。市町村のストレスにならない工夫も必要。
- 森林管理の実行力に配慮した制度の見直しが望ましい。

3 制度に対する感想等

今後の取組

『〇〇〇〇』

×

『森林経営管理制度』



例えば

- ・ 棚田の景観保全林整備
 - ・ 町民の森整備
- など . . .

ご清聴ありがとうございました。